

3

アメリカにおける
継続的法曹教育制度(CLE)概観

— 新人弁護士3000人時代を迎える我国の継続的法曹教育制度創設へのインプリケーション —

会員 阿部 隆徳

1 はじめに

— 量の増大に伴う質の向上と低下 —

弁護士人口約100万人を有する米国においては、弁護士数の増加により弁護士間に競争を起こさせ、全体の質を向上させる政策を採用している。しかし、量の増大は同時に下層レベルの弁護士を増やし、逆に質を低下させる危険も伴うため、弊害防止/是正措置としての継続的法曹教育制度(Continuing Legal Education、以下「CLE」)が創設され、資格保持のために研修を受講する義務を課している。

我国においては、司法制度改革審議会の意見書を受け、昨年から法科大学院が創設され、2011年には新人弁護士3000人時代を迎える。同意見書は継続教育にも言及しているが、同意見書を待つまでもなく、数の増加による利点を期待した制度設計をした以上、数の増加に伴う弊害への手当ても同時になされなければ、片面的な政策との非難を免れ得ないであろう。米国におけるCLEは各州によって異なるが、本稿では筆者が所属するニューヨーク州弁護士の会のCLEについて個人的見聞も交えながら簡単に紹介し、今後の我国におけるCLEの在り方について提言する。

2

CLEの受講義務者及び受講内容

— 受講者のインセンティブと便宜に配慮した制度設計 —

CLEの受講義務者は、弁護士登録から2年以内の新人弁護士とそれ以外の弁護士に分けられ、受講内容が異なる。新人弁護士は2年間に32単位を、弁護士倫理(1年3単位)、スキル(1年6単位)、マネジメント/専門領域(1年7単位)により取得しなければならない。興味を有するセミナーを自由に受講することはできず、基礎的なセミナーに限定される。また、原則として教室に赴いて生の講義を受けなければならない。2年が過ぎれば自由度が高まる。2年間に24単位を、弁護士倫理(2年4単位)、スキル、マネジメント/専門領域(2年20単位)により取得しなければならないが、興味を有する分野のセミナーを自由に選べるようになる。また、ビデオ講義、生の衛星講義、電話会議、オンライン等での受講も許される。更には、セミナーの講師やパネルを務めた場合には3倍の単位を認定され、ABA認可のロースクールの講師を務めた場合や論文を出版した場合、プロボノ活動をした場合にも単位が認定される。弁護士倫理以外は専門分野に直結する講座の受講を許すことで受講へのインセンティブを与えると共に、多忙

執筆者紹介
あべ たかのり
阿部 隆徳

1995年 東京大学法学部卒業
1999年 弁護士登録
2002年 ボストン大学ロースクール卒業
2002年 ジョージワシントン大学ロースクール
客員研究員
2002年 弁理士登録

2003年 ジョージタウン大学ローセンター研究員
2003年 ニューヨーク州弁護士登録
2004年 文部科学省「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」
ELSI委員会委員
2005年 大阪工業大学知的財産学部非常勤講師

な弁護士がビデオ視聴等でセミナーを受講できるようにしたり、関連業務により単位を認める等便宜が図られているといえる。

筆者も在米中、ABA(American Bar Association)、AIPLA(American Intellectual Property Law Association)、PLI(Practicing Law Institute)等主催の各種セミナーに出席したが、必ず各州のCLE単位認定のためのボックスがあった。係員の前で出退簿に記入し、講義の開始から終了まで受講していたことを確認された上でCLE単位認定のための出席証明書が渡され、サインをする。講義終了後には出席証明書の記入場所に人だかりができており、出席証明書に記入することが当たり前のこととして行われていた。知財専門弁護士のためのAIPLA主催のセミナーでは、裁判官が「裁判官の視点から見た最近の特許判決の傾向」や「控訴審における戦略」等といった実務に直結した講義を行うため、会場には常に活気があり、義務として受講しているという消極的姿勢は見られなかった。また、知財専門弁護士にとっては、例えば春・秋・冬と毎年3回開かれるAIPLA主催のセミナーに出席すれば取得単位数を満たすこととなるので、専門外のセミナーを一切受講せず、自己の業務に役立つセミナーだけを受講して単位を取得することは難しくない。

3

CLEの開催者

— 外部団体への委託を主眼とした
制度設計 —

CLE開催団体はABAに限定されない。一定の基準を満たし、CLE委員会によって認定されれば、ABA以外の団体によっても開催され得る。認可のための基準としては、重要な実務的内容を有すること、専門家によって講義



されること、印刷された教材が配布されること等であり、認可されるか否かはCLE委員会の裁量に委ねられる。ニューヨーク州のCLE委員会によってCLE開催団体に認定された団体は100以上に上る。各種セミナー会社がCLEのためのセミナーを随時開催しており、一大産業をなしている感がある。AIPLAのセミナーは2日半で約10万円、PLIのセミナーは1日で約10万円もしたが、それでも人気があるため混んでいた。

また、法律事務所もCLE開催団体としての認可を受けることができ、所内で開催するセミナーで講師やパネルを務めた場合には単位を取得することが可能である。ニューヨーク州のCLE委員会によってCLE開催団体に認定された法律事務所は150以上に上る。ある法律事務所では毎週その週の最新特許判例をアソシエートに発表させて所内で勉強会を行っていたが、パートナーは所員全体の教育になり、かつCLE単位も取得できるので、一石二鳥であると言っていた。

このように、CLEの開催はABAよりも外部団体によるものの方が多く、政府が民間に委ねるように、ABAからみた市場に委ねる制度設計がとられており、それがまた市場を活性化させている。

From the United States of America

4 我国へのインプリケーション —「小さな政府（弁護士会）」を 目指して—

以上みた通り、米国のCLEにおいては、受講者に受講のインセンティブを与え、かつ、受講の便宜を図ると共に、開催者をABAで独占するのではなく、ABA以外の外部団体に委ねるという制度設計がなされている。これは、弁護士総数約100万人を有する米国において、ABAが全ての講座を開催することは不可能であるという現実にもむろんよるが、それよりは米国においてとられている新古典派の「小さな政府」政策と無縁ではないだろう。

我国においては、CLE自体の質を確保するために弁護士会が各種講座を開催しなければならないとの考えもあり得ようが、弁護士会（政府）による中央集権的な考えは捨て、弁護士会以外（市場）に委ねられる部分は委ね、弁護士会（政府）はコントロールに徹すべきであろう。この点が、米国のCLEから得るべき示

唆と思われる。

他方、受講内容に関しては、受講の便宜を図る制度は取り入れるべきであるが、2年経過後には弁護士倫理以外は専門分野のみの受講で足りることを許す米国式CLEを我国に導入することの是非は慎重に検討されなければならないであろう。専門分野に関してはいずれにしても自己研鑽を積むであろうから、むしろ専門分野外を義務研修とする方が継続的教育の実効性が高まると考えるか、およそ扱うことのない分野の履修を義務付けても非現実的・無意味で、義務とされるのは弁護士倫理で十分と考えるか、吟味されなければならない。また、この点をいずれと考えるにせよ、問題のない大部分の弁護士と弁護過誤を繰り返す弁護士とを峻別し、後者に関しては、医療事故等を起こし行政処分を受けた医師について処分中の再教育を義務付ける医師法改正への動きを参考にした制度設計がなされるべきである。